



令和4年1月11日

八頭町議会
議長 前田 幸己 様

八頭町議会議員政治倫理審査会
委員長 小倉 一博



調査請求に対する意見書

令和3年1月15日付けで本審査会に請求された事件について、審査の結果、下記のとおり決定したので、八頭町議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第8条第1号の規定により提出します。

記

1 審査会の設置

令和3年12月22日

(審査委員) 小倉 一博 安部 寛 小林 英樹
鎌谷 一也 岡嶋 正広 奥田のぶよ

2 疑義があると認められる者の氏名

灘口 茂郎 議員

有限会社ふかた 代表取締役 灘口 茂郎

3 調査請求の対象となった事由

八頭町議会議員政治倫理条例第4条(1)への抵触

八頭町議会議員政治倫理条例第5条第3項に基づく事実を照らした疑義

法人の代表として、農地法第3条第1項に定める農業委員会の無許可、農地法第4条第1項による無断転用、農地法第5条第1項に定める農地転用違反

4 審査年月日

第1回 令和3年12月22日

第2回 令和3年12月27日

第3回 令和4年 1月 6日

5 審査経過

別紙のとおり

6 審査の結果

この案件の農地の無断転用は義父の深田貴之氏により平成8年頃に行われたものである。灘口茂郎議員は令和2年に代表取締役就任しており、農地の無断転用等に直接関与を確認できなかった。八頭町議会議員政治倫理条例第4条第1項の違反は確認できなかった。

しかし、「有限会社ふかた」が建物を宿舍に利用しており、代表取締役としての管理責任があり早急に農業委員会の指導のもとに是正する必要がある。

(理由)

農地、建物とも深田貴之氏の所有であり、灘口茂郎議員は無断転用等に関わった事実を確認できない。

現在は、農業委員会の判断を待っている案件である。

審査経過

1 第1回審査会

開催日時：令和3年12月22日（水）午後6時～午後7時20分

出席委員：全委員

議長あいさつの後、委員長、副委員長選出により小倉委員が委員長、安部委員が副委員長に就任された。

議長から提出された審査請求書等配布資料の説明後に、公開にするか非公開にするか協議し、公開にすることとした。

委員から対象者の弁明、請求者、関係職員の説明が聞きたいという提案があり、次回審査会へ招集することを決定した。

終わりに次回審査会の日程を決め、次回の審査会で質疑、審査を行うこととし閉会した。

2 第2回審査会

開催日時：令和3年12月27日（月）午後4時30分～午後7時55分

出席委員：全委員

委員長あいさつの後、安部副委員長より本日の審査会は関係者への聞き取りのため、個人情報に関する内容がでてくるので非公開にしてはどうかと提案があり、公開にするか非公開にするか協議し、公開とすることとした。

その後、招集依頼した請求者の川西聡議員へ質疑、小原議員へ質疑、対象者の灘口議員の弁明後、質疑、川西美恵子議員の弁明後、質疑、関係職員の藤田農業委員会事務局長へ質疑、年岡建設課長へ質疑をした後、慎重審査を行った。

次回審査会の日程を決め、次回の審査会までに意見書のひな形を作ったうえで、それについて協議することとした。

3 第3回審査会

開催日時：令和4年1月6日（木）午後4時00分～午後7時20分

出席委員：全委員

委員長あいさつの後、意見書（案）について、それぞれ慎重審査を行い、意見をとりまとめ、意見書を作成し、議長に提出するよう合意を得た。